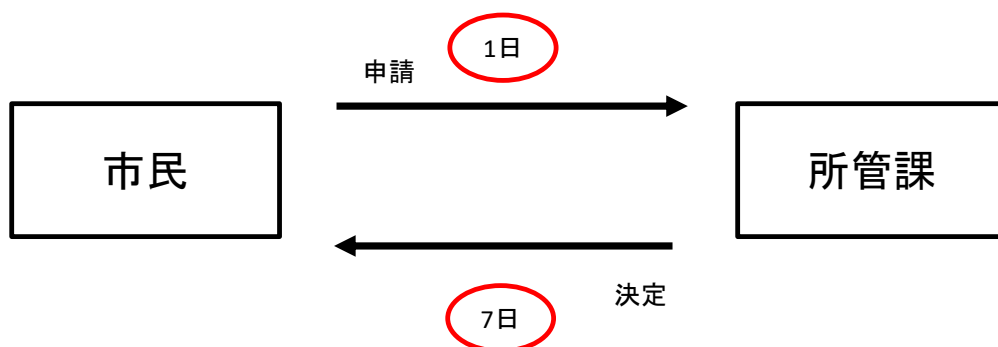


## 審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	受領委任払いの承認	
処 分 の 概 要	福祉用具購入、または住宅改修にかかる費用について、利用者が給付対象部分の自己負担分（1～3割）を業者に支払い、残り7～9割を松山市が利用者に代わって直接業者に支払う制度の利用を承認するもの	
根 拠 法 令 名	松山市介護保険給付費受領委任払い取扱要領	
条 項	第5条	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		7日
標準処理期間		計 7日
判断基準	松山市介護保険給付費受領委任払い取扱要領第2条に該当する者	
【根拠法令等】	松山市介護保険給付費受領委任払い取扱要領	
	<p>第2条 受領委任払いの対象者は 次の各号すべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護保険の要介護被保険者等で事業者の提供する介護（介護予防）サービスを利用したことにより保険給付の支給対象となる者</p> <p>(2) 介護保険料の滞納により保険給付の支払方法の変更（償還払化）の措置を受けていない者</p> <p>第5条 要介護被保険者等は福祉用具購入費又は住宅改修費について受領委任払いを利用する場合は 介護保険給付費受領委任払い承認申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は前項の申請書が提出されたときはこれを審査し受領委任払いの適用の承認又は非承認を決定するものとする。</p> <p>3 市長は前項の規定により受領委任払いの適用を決定したときは当該要介護被保険者等に通知するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。